

令和元年度 第4回 益城町都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和2年3月26日（木）10時00分～11時20分
- 2 開催場所 益城町役場 仮設庁舎別館 2階本会議場
- 3 報告事項 益城町都市計画マスタープラン改定（案）に関する報告
- 4 出席委員

熊本大学教授	柿本 竜治
熊本大学准教授	星野 裕司
益城町農業委員会会長	岩村 久雄
益城町商工会会長	住永 金司
益城町議会議長	稲田 忠則
〃 総務常任委員長	宮崎 金次
〃 建設経済常任委員長	榮 正敏
〃 福祉常任委員長	吉村 建文
上益城地域振興局次長（代理出席）	中川 博文
御船警察署交通課長（代理出席）	大楠 弘幸
益城町区長会会長	橋場 紀仁
益城町婦人会会長	富田 セツコ
- 5 出席職員

町長	西村 博則
都市建設課長	村上 康幸
〃 都市計画係長	森川 孝広
〃 〃 主査	後藤 誠次
〃 〃 主査	東野 加保里
〃 〃 主査	丸山 伸二
〃 〃 主事	桑原 孝太
- 6 開催形態 全部公開
- 7 傍聴者数 1名

【 開 会 】

事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、只今より「令和元年度第 4 回益城町都市計画審議会」をはじめさせていただきます。進行を務めます都市建設課の東野と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、益城町長の西村からご挨拶申し上げます。

町長 皆様おはようございます。本日は、年度末の開催ということで皆様にはお忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルスによる感染が広がりを見せている中での開催ではありますが、委員の皆様と執行部の職員ということで、感染予防の対策としての手立てを行っての開催とさせていただいておりますことをご了承お願いしたいと思います。町としても、新型コロナウイルスの対策本部を立ち上げ、対策会議を 5 回開催しております。その間、学校の休校やジョギングフェアの中止などの対策を講じております。また、医療高齢者施設などにも 3 万枚マスクを配布し対応を行っております。聖火リレーにつきましても、東京オリンピックが延期ということで、5/7 に予定しておりましたが、こちらについても延期という形で決定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて震災から 4 年を迎えるということで、道路などインフラの復旧は概ね完了しております。町有施設も給食センター完成を皮切りに着実に復旧が進んでおります。7 月には総合体育館も利用開始予定しているところです。残すところは役場庁舎、中央公民館などの複合施設建設になります。また、被災された皆様にお待ちいただいていた災害公営住宅も、今月末までには 671 戸すべて完成となります。しかし、仮設・みなし仮設には、最大期の 2 割程度となりましたが、現在も 1,701 名の被災者がお住まいです。町としても最後の一人までしっかりと取り組んで参ります。残されている主な事業としましては、自宅宅地の復旧、都市計画道路の整備、避難路・避難地の整備、県で施工していただいております木山地区の土地区画整理事業や県道熊本高森線の拡幅事業といったものであり、ある程度の見通しが立ってきているところであります。

さて、本日報告する案件は、おおむね 20 年後の益城町のあるべき姿を見通し、都市計画の目標、あるいは新しい時代の町民のみなさまの生活を実現していくための一つのまちづくり方針であります、都市計画マスタープランの改定案について報告をさせていただくところです。

このプランの策定にあたっては、平成 30 年 12 月に町民・企業などへ

のアンケートをスタートし、それ以降、各方面の皆様方、県などの意見を頂き、ここに至ったものです。特に県には幾度となく相談をし、様々な面での要望を重ねてきております。震災をばねに発展につなげたいという思いを実現させるため、県に対しても、しっかりと町の想いを伝え、理解していただくということに力を注いできております。現在の社会情勢、産業構造の変化を見据え、町民の皆様の思いも受け止めながら、土地利用のあるべき姿について、このプランを反映したいという思いで迎えたところであります。震災で多くのものを失った町として、このプランをしっかりと将来の町の発展に活かして参りたいと考えております。なお、先ほど申し上げました通り、報告事項とさせていただいており、審議をお願いするものではありませんが、委員の皆様には発展した町の将来像や目指す思いを共有していただき、復旧・復興事業から生まれる新たなまちの姿を活かし、このプランを糧として、町全体が一体となって進めていくまちづくりにもご理解・ご協力を頂きたいところであります。

結びになりますが、まちの将来像であります「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現のため、本日ご出席の皆様方には、引き続き支援をお願いするものです。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。西村町長は他業務執行のため、これで退席させていただきます。

町長 よろしく願いいたします。

【西村町長退出】

事務局 冒頭にお話ししましたとおり、撮影や録音はここまでとさせていただきますので、よろしくお願いします。

次に本日代理で出席いただいている委員を御紹介させていただきます。上益城地域振興局長の代理といたしまして、上益城地域振興局次長中川様でございます。

中川委員 中川と申します。よろしく願いいたします。

事務局 御船警察署長の代理といたしまして、御船警察署交通課長大楠様でござ

ざいます。

大楠委員　大楠と申します。よろしくお願いいたします。

事務局　次に、定足数について御報告します。本日、委員 12 名のうち 12 名の出席となります。よって、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

それでは、益城町都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、柿本会長に議事を進めていただきたいと思います。それでは宜しく願いいたします。

柿本会長　皆様おはようございます。熊本大学の柿本です。新型コロナウイルス大変ですね。大学の方も卒業式・入学式が中止となり、今後の授業をどうするかということを検討しているところであります。本日の議題は都市計画マスタープランの改定案の報告ということで、都市計画マスタープランは、4 年前の熊本地震の復興事業を踏まえて、今後 20 年の益城町の都市づくりを描いております。従来の都市計画マスタープランはかなり理想的なところを書いてありましたが、今回の都市計画マスタープラン改定にあたっては、実現性を考えながら策定をされ、かなり踏み込んだところになっているかと思います。先程、西村町長のご挨拶からもありました通り、報告事項となっておりますので、報告を聞きながら忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。報告なので内容は変えられませんが、こういったことも考えた方が良かったのではないかと、というご意見を頂ければと思います。本日はよろしくお願いいたします。しばらくの間、私の方で議事を進めさせていただきます。

それでは次第に従い、事務局から報告事項の説明をしていただきます。報告事項にしまして、益城町都市計画マスタープラン改定（案）に関する報告ということで事務局より説明をお願いいたします。

【議事報告】

後藤主査　皆様おはようございます。都市建設課の後藤と申します。着座にて説明させていただきます。説明につきましては、お手元の資料と全面スクリーンで、主要な部分については全体スクリーンをご覧いただきたいと思います。

資料 2 をご覧ください。都市計画マスタープランの改定の経緯につい

てです。この計画は先ほど町長の話にもありましたが、平成 30 年度から 2 か年にかけて改定を行って参りました。まず地域特性調査や町民意向調査などに努め、ワークショップなどを行い素案を作成しました。今年度の経緯につきましては、役場庁舎内の担当者による作業部会、各課課長の幹事会、外部の委員会として町議会議員、県関係課長、振興局長、大学の学識者、町の審議監などで構成される改定検討委員会を行い、段階的に改定を行っております。規模としては 3～4 回行い、改定案を作成いたしました。町民への説明会については、2 月 29 日に開催し、2 月 21 日～3 月 20 日の期間パブリックコメントを行いました。本審議会では中間報告として第 3 回の審議会内で中間報告をさせていただいております。次のページをお願いします。

この表は改定の進行管理ということで、段階的に協議を行いながら前に進めていき、3 回に分けてこういった構成で改定を行いました。

次に、報告事項の②意見公募（パブリックコメント）についてです。資料 3 をご覧ください。益城町の都市計画マスタープランの改定案についての意見公募において寄せられた意見などの概要と町の考え方を示しております。提出期間としては、令和 2 年 2 月 21 日（金）～3 月 20 日（金）までで、提出者は 1 名でした。意見の内容は 1 件でした。その内容につきましては、“地区別構想についてということで、本計画で記載されていますが、相当の複数回の閲覧でないと自分の考えも出せないし、但し、なるほどそうかだけである。只、地域別図などは、余分な部分は削除し、必要な地域のみ表示していただくと、見て理解がしやすいのではと感じました。より、詳細に表現出来るのかと思いました。やはり知りたいのは自分達の所がどうなのかと思うからです。”といった意見でした。そこに対しての町の考え方としては、「本計画を策定するにあたり、都市計画基礎調査や益城町地域特性調査により地区の状況などを把握して行っています。また、町民アンケート調査やワークショップなど、町民意見の把握の機会を複数回実施させていただき、その内容を基に、方針などを設定しています。地区別構想における方針は、地区の状況のみでなく、町全体や周辺地区との関係性も踏まえ設定しています。そのため、図面においても、周辺の状況などが見えるように、周辺地区も記載しています。」このことにつきましては、4 月の月上旬に公表を行いたいと思います。以上が議事の①および②となります。

続きまして、資料 1 をご覧ください。一枚めくっていただき、目次があります。第 1 章は都市計画マスタープランについて、第 2 章は益城町が抱える課題と都市づくりの目標について、第 3 章に将来都市構造につ

いて、第 4 章に全体構想、部門別方針について、第 5 章に地区別構想について、第 6 章に実現化方策について、といった構成になっておりますが、前回の審議会においては、第 3 章まで説明させていただいておりますが、今回は全体をご説明させていただきます。

まず説明をする前に、文言の中でわかりにくい表現がございますので、そこを説明させていただきます。都市計画マスタープランの表現についてですが、文言の中に「進めます」「図ります」「努めます」という表現があります。改定検討委員会などで指摘がありまして、文言の統一をしています。「進めます」については、事業・施策がすでに策定・実施されており、現在進行しているものとなります。「図ります」については、現時点では計画などはないが、今後 10 年で具体的な事業や計画を進めていくものについてとなります。「努めます」については、具体的に計画や施策などは現時点ではなく、今後 20 年で具体的な事業に計画の策定をしていくものについてとなります。文言についてはご理解いただきたいと思います。

1-1 をお願いします。都市計画マスタープランとはということで、都市計画法の第 18 条の 2 に市町村の都市計画に関する基本的な方針を都市計画マスタープランということで定める、というものがあります。都市計画マスタープランの役割につきましては、長期的な視点で将来のまちの姿を見越した方針を進めるために、20 年後を目指して策定をするということとなっております。対象範囲と目標年次については、益城町は町全体が都市計画区域でありますので、町全体を対象とし、20 年後の令和 22 年（2040 年）を目標年次として設定しました。その間で、社会経済情勢や町民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに応じて的確に対応していくため、必要に応じて見直しを図るものとしています。

1-2 をお願いします。都市計画マスタープランの位置付けについてです。上位計画に、熊本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、熊本市の一部、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町が熊本都市計画区域になります。それから、第 6 次益城町総合計画にも則して都市計画マスタープランを策定することとしています。策定を行い、個別の計画、具体的な事業などに反映させていくためのものを都市計画マスタープランに謳っているということも役割となっています。下段には都市計画マスタープランの構成などを載せています。

2-2 をお願いします。益城町の現状について課題を整理しました。課題を整理したものが 2-3 になります。これらについては、基礎調査、地域特性調査や住民アンケート、ワークショップなどを基に課題について整

理を行っており、6項目の課題を整理しております。はじめに「車に頼らず歩いて生活できる市街地への転換が必要です。」ということで、人口減少や少子高齢化を起因とする生活利便施設の減少への対応ということで、点在する生活利便施設の適正な立地誘導や、地域特性に応じた拠点の配置と、役割に応じた不足施設の確保などが課題となっています。次に、災害に強い復興まちづくりの実現が求められます。それから、企業誘致や地場産業の活性化による職住一体型のまちづくりが求められます。そして、幹線道路ネットワークの早期構築が必要です。5点目に、自然環境の保全と活用に向けた取組みが必要です。6点目に、他都市との連携強化が必要です。ということで、課題についての文言の表記は、「必要です」「求められています」というものになっています。

2-4をお願いします。将来人口の推計ということで、推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している推計を基に、復興などにより人口の増加を考慮した想定人口を設定し、20年後の目標人口は約33,000ということで都市計画マスタープランでは推計人口を設定しております。

2-5をお願いします。都市づくりの理念と目標ということで、益城町は、平成28年に発生した熊本地震の被害を受け、復興に向けた取組みを町民や企業、行政が一体となって取り組んでいます。益城町の今後のまちづくりには、町民の不安を解消し、ずっと住み続けられる安全な町を目指すとともに、中心市街地として認知されてきました、惣領地区から木山地区の間において県道熊本高森線を軸とした沿道商業が形成されることにより、町の活性化や産業振興によって、都市としての魅力向上を図る必要があります。2018年12月に策定された第6次益城町総合計画では、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」をまちの将来像に設定しており、都市計画マスタープランもその考えを継承し、都市づくりの理念として設定し、阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と活力と魅力にあふれる都市形成によるずっと住み続けられる安全なまち、ということで都市づくりの理念として設定しております。

それを受けまして、2-6に6つの目標をまとめました。1点目に、拠点の適正配置による生活利便の確保ということで、町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。2点目の安全に生活できる市街地の形成につきましては、自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、

災害に強い市街地形成を図ります。3点目に、中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進ということで、本町の中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点などにおいて、産業の集積や新たな企業の誘致、立地などにより、雇用の場の確保を図るため、産業振興の促進を図ります。4点目に、幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実ということで、未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。5点目に、豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成ということで、広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活に潤いのある居住環境の形成を図ります。6点目に、広域都市間連携による潜在需要の活性化ということで、阿蘇くまもと空港や益城熊本空港 IC など広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。これらを都市づくりの目標としております。

これを受け、3-1、将来都市構造についてですが、拠点、軸、土地利用というところを重ねたものが都市構造という整理をしております。3-2をご覧くださいと思います。まず、拠点の設定ということで、拠点形成については、健全な都市経営を図る上では重要な要素であり、町民の生活利便や町の政策を考慮しつつ、拠点の役割分担と配置バランスを適正に行う必要があります。都市拠点は、町の中心となる市街地で、人口規模に応じた高次都市機能の導入を図る場所となるため、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が進められている木山地区に設定します。地域拠点は、地域住民の生活利便施設と都市拠点を補完する施設の集積を図るため、人口密度の高い広安地域の惣領地区に設定します。それから、生活拠点は、市街地やまとまりのある集落地などの活力維持を図るための拠点で、適正な生活利便・交通便利を確保するために、飯野・福田・津森・小峯などを位置付けております。産官学広域連携拠点は、周辺市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を図るための拠点であり、交通便利に優れた空港周辺で拠点形成を図ります。新産業拠点は、物流を中心とした産業活動の促進を図るための拠点であり、交通便利に優れた益城・熊本空港 IC 周辺で拠点形成を図ります。広域産業拠点は、周辺市町村などと産業の広域的な連携を図るための拠点であり、交通便利及び広域性に優れた小池高山 IC 周辺で拠点形成を図ります。そして、

現在の役場仮設庁舎周辺は、複合防災拠点として位置付けております。災害時の活動拠点となる既成市街地の一部区域は木山川及び秋津川沿いにあり、河川氾濫時の浸水想定区域内に位置していることから、役場仮設庁舎周辺地区を内陸部でのより安全な防災拠点に位置付けます。また、都市構造上、都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ都市間連携軸の交差部付近であることから、熊本県が広域防災拠点として位置づけている阿蘇くまもと空港及びグランメッセ熊本と連携を図り、防災機能と町民サービス機能を補完します。これらが拠点の考え方となります。

3-4 をお願いします。連携軸は、拠点や施設などの連携の重要度や種類を表すもので、軸上の道路整備の必要性や公共交通連携などによる有機的な連携を進めるべき軸となります。町民生活を支える軸としては、都市間連携軸と生活連携軸の2つを設定しており、都市間連携軸は熊本市中心部と益城町中心部及び木山都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ広域的な連携軸で、生活連携軸は町内における拠点間連携が必要な軸となります。産業形成軸は、本町で産業立地を誘導すべき場所として、IC や空港を結ぶ主要幹線道路沿道に設定します。自然共生軸は、市街地内で町民生活に潤いを与える施設整備を行う場所として、町民が身近に自然に触れ合える木山川及び鉄砂川沿いに設定します。これらが連携軸の考え方となります。

3-5 をお願いします。土地利用は、拠点形成や連携軸の実現、適正な市街地形成を進めていくための施策であり、将来の市街地や産業用地のあり方、農地・緑地の保全の考え方などを示すものです。本町の将来土地利用の骨格的な考え方としては、市街化区域内未利用地の解消や計画的な市街地形成を図るための都市的土地利用、多様な都市機能の集積・誘導による中心地の形成、木山地区の益城中央被災地復興土地区画整理事業による都市拠点形成、産業形成軸におけるIC及び空港周辺の新たな産業用地の確保が必要とされています。前回の都市構造は県道高森線および第二空港線の2本の軸線しかありませんでしたが、第二空港線につきましては、沿道の土地利用の規制がありますことから、今回の都市計画マスタープランの方針としては、グランメッセ木山線沿線を新たな軸とし、そこに土地利用を重ねた方針となっております。それから、惣領から木山地区の幅を持たせた部分につきましては、中心地ということで県道の拡幅に伴って一定の幅を持たせたうえで、今後は中心市街地の形成を図っていくという考え方を載せています。

これらを踏まえまして、3-6 に将来都市構造を載せております。今後の都市構造で重要となるのは、産業面において商業や工業の販売額・出荷

額が増加傾向にあり、現況において商業地及び工業地が不足している状況にあることから、持続的な発展を支えるためには、将来都市構造を実現するための拠点形成や連携軸の有機的連携、土地利用誘導が重要となります。また、震災復興事業による既成市街地の再生や計画的な市街地整備、産業振興を推進する受け皿として、新住宅エリア内の都市的土地利用を図ります。以上が前回の報告事項にてご説明させていただいた内容となります。

次に4-1、課題の6項目に対し、8項目の方針を出しております。土地利用の方針、市街地整備の方針、道路・交通体系の方針、公園・緑地の方針などについてご説明させていただきます。

4-2をお願いします。土地利用の方針の中での基本的な考え方についてです。震災からの復興を目指す本町は、中心市街地の益城中央被災市街地復興土地区画整理事業や災害復興住宅の早期実現によって、町内外の仮設住宅などで生活されている被災者の生活再建を果たし、震災前の安らぎのある穏やかな生活を取り戻すため、町民と一丸となってまちづくりに取り組んでいます。一方、全国の都市では、将来の人口減少が予想される中で、人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを実現するための取組みが進められており、本町においても将来に向けた準備を進めていくための方策として、立地適正化計画の策定にも取り組んでいます。立地適正化計画は、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを受できる集約型都市構造への転換を進める方策であり、拠点としての位置付けを行った地区には都市機能を集積するための誘導や、人口減少となった場合でも人口密度を維持するための施策となるものです。こういったことも併せて都市計画マスタープランで謳いこむということで土地利用の方針を書いております。

4-5をお願いします。市街化調整区域の考え方について、3つのエリアを設定しております。まず、土地利用検討エリアは、市街化調整区域内において、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導し都市的土地利用を目指します。次に、土地利用調整エリアは、今後、産業用地の拡大を図るうえで、市街化調整区域であっても、調整を図ることが可能というエリアとしています。最後に、土地利用保全エリアは、第一種農地や森林などの第一次産業を維持・増進するための地域に設定し、積極的に農地や緑地の保全を進めるエリアとしています。

これらを踏まえまして、4-6に将来土地利用参考図を載せています。都

市拠点や生活拠点などは先ほど説明した通りです。土地利用検討エリア、集落地、産業用地の候補地などは、産業用地として検討をしていこうというものになります。

4-9 をお願いします。新たな市街地の形成ということで、益城・熊本空港 IC 南側の広安地域においては、益城台地土地区画整理事業を推進し、市街化区域内の良好な市街地整備と低未利用地の解消を進めます。また、市街化調整区域の土地利用検討エリアにおいては、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街地開発事業や地区計画策定などによる良好な都市基盤整備の伴う都市的土地利用に努めます。既成市街地の居住環境の改善については、道路や公園、供給処理施設などの生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特に、立地適正化計画において居住誘導区域に指定された区域内では、良好な居住環境の形成を図ります。また、中心市街地の活性化については、木山都市拠点から惣領地域拠点にかけての中心市街地を中心に、広崎地区も視野に入れ、復興区画整理や県道熊本高森線の 4 車線化によって再生される市街地への様々な都市機能の集積・誘導を進めることで、多くの人々が交流する賑わいのある都市空間の形成を図ります。

4-12 をお願いします。広域幹線道路の整備ということで、県道熊本高森線の 4 車線化については、早期実現に向けた取組みを進め、都市間連携の向上と公共交通の充実を進めます。また、幹線道路網の構築ということで、市街地内の円滑な移動を確保するため、益城台地土地区画整理事業などが計画されている市街化区域西側の適正な都市計画道路の配置を行うなど、幹線道路網の構築を進めます。さらに、人にやさしい安全な自転車・歩行者空間の確保ということで、市街地内においては、自動車に依存せず、公共交通や徒歩、自転車で生活できる市街地環境の形成、また、賑わいのある都市空間の形成のため、自転車や歩行者が安全に通行できる自転車・歩行者空間の確保とネットワーク化を図り、河川空間と田園空間などを活用した自転車利用の促進に努めます。公共交通の利便性向上については、各拠点の連携強化のため、交通広場の整備、デマンド交通やコミュニティバスの運行に向けた取組みを図り、地域公共交通の利用環境の向上に努めます。

4-15 をお願いします。まず、公園・緑地の適正配置ということで、公園は、周辺住民の憩いの場となるだけでなく、災害時の一時避難場所や延焼防止の役割を担うなど、市街地内に必要な都市施設であることから、公園が不足する市街地西側を中心として適正な公園配置を進めます。また、空き地・空き家などを活用した小規模なポケットパークの整備など、

町民利用者ニーズに対応した公園づくりを図ります。さらに、潮井自然公園については、町外からの利用も多く、布田川断層帯などの魅力も取り込んだ本町を代表する観光レクリエーションの場としての活用を進めます。また、阿蘇くまもと空港の利便性を活かし、スポーツを通じた町内外からの交流人口の拡大を促し、広域的なスポーツ交流施設の整備に努めます。2点目に自然環境の保全ということで、南西部に広がる飯田山や船野山などの山林や木山川沿いに広がる広大な農地は、市街地を取り囲む良好な自然環境を有する緑として維持・保全を進めます。また、飯田山山頂部については、市街地が一望できる環境を活かし、既存のゴルフ場や神社など一体となって自然を親しめるレクリエーションの場として活用に進めます。3点目に緑のネットワークの形成ということで、町民生活に潤いとやすらぎを与える自然要素を市街地内に創出するとともに、生物多様性の維持、確保のため、河川や農道などを活用した緑のネットワークづくりを推進します。これらが公園・緑地の方針となります。

4-18をお願いします。景観形成の方針ということで、まず、自然要素を活かした景観形成ということで、山林の景観、河川の景観、農地と集落部の景観、沿道の田園景観など。また、賑わいのある市街地景観形成や歴史・文化と調和した景観形成などを景観の方針として掲げております。

4-19をお願いします。都市防災の方針ということで、災害による被害発生を減らす都市空間づくり、被害を拡大させない都市空間づくり、避難地などの確保、といったものを掲げております。

4-21をお願いします。都市環境形成の方針ということで、居住環境の悪化の防止、ユニバーサルデザインによる都市空間づくり、温暖化抑制への取組みといったものを方針としております。

5-1をお願いします。第5章ということで地区別構想になります。地区別構想は、町全体の将来都市構造や全体構想を受け、地区毎の特性に応じたまちづくりの方向性を示すものであり、方針にあたっては地区の課題を抽出し、課題対応型ということで作成しております。町民意向の把握につきましては、町民アンケート、中学生のアンケート、意見交換のワークショップ、まちづくり協議会での意見、庁内での協議を踏まえたうえで、課題の抽出を行いまして、地区の目標を設定しております。

5-2をお願いします。地区区分の考え方として、木山・広安、飯野、福田、津森という地区で設定しており、傾向として木山・広安が同じ傾向にありまして、飯野・福田・津森が同じ傾向にあり、一例として、木山地区と福田地区をご紹介します。

5-3 をお願いします。木山地区として、まず地区の概要、人口の推移、将来人口の推計というところがあります。お手元の地区カルテにおいて課題を抽出し、これを基に方針を策定しております。

5-4 をお願いします。町民意向ということで、アンケート調査において現在の町全体の満足度と地区別に分けた満足度で表現しています。青が満足度が高い上位 3 項目、赤が、満足度が低い 3 項目となっており、全体的な考え方としては、2 が満足、1 がやや満足、0 がどちらともいえない、-1 がやや不満、-2 が不満といった評価指数となっており、町全体の不満として、「身近な道路が整備され、車などで移動しやすい」「歩道などが整備され、徒歩や自転車、車いすで道路を安全に通行できる」「商業やサービス業が盛んである」といったものが低いものとなっております。逆に、満足度が高いところは、「上水道が整備され、安心して水道水を利用できる」「下水道が整備されている」などが町全体として評価が高いものとなっております。木山地区の総合評価としては 0.59、町全体で 0.48 ということで、全体的に町の評価としてはインフラなどが整備されておらず、土地利用がされていないということが読み取れるかと思います。5-2 に主要課題を記載しておりまして、木山・広安で共通して言えることは、町の中心的役割を担う都市拠点として、賑わい回復や都市機能の充実などの中心市街地活性化に向けた取組が求められますなどといったものが木山・広安で見られます。それに対して、5-7 では、地区づくりの方針ということで 8 項目記載しておりまして、土地利用の方針、市街地整備の方針、道路・交通体系の方針などを、全体構想の中の方針的なものを地区の中で方針を出しているものとなります。これらを踏まえ、5-9 には地区づくりの方針図というところで記載しています。こういった構成で、現状・課題・方針を整理しています。

5-23 をお願いします。福田地区の方針となります。地区の概要、人口の推移、将来人口の推計を記載しております。さらに、5-24 には町民意向ということで、町民アンケートの結果を載せております。こちらも同様に、満足度の低いところについては、町全体と同様の状況です。これを受けまして、5-25 に地区の主要課題を記載しており、飯野・福田・津森の共通課題としましては、集落内における人口減少や高齢化が進行しており、地区内住民の生活利便性の低下への対応が求められます。点にする集落間を結び都市拠点などへと接続する公共交通の確保が求められます。集落内で空き地・空き家などが見られており、空き家の活用や除却、空き地や未利用地の活用が求められます。防災や減災には住民の自助・共助が不可欠であり、地域防災力向上の取組みが求められます。と

いったものが周辺部での共通の課題となります。5-26 では、地区づくりの方針を掲げており、共通するものとしては、市街化調整区域内であるものの、地域住民の日常生活を支える拠点として、生活に必要な適正の都市機能を確保するため、市街化調整区域の土地利用規制緩和や地域再生計画などを活用し、集落の維持に努めます。というものがあります。道路・交通体系の方針では、集落内の主要な生活道路については、緊急車両の走行が可能な幅員の確保に努めることや、公共交通については、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行、新たな交通システムの導入などを検討し、交通不便の解消を図ることが求められています。これらが地区別の方針をまとめたものとなります。

6-1 をお願いします。第 6 章、実現化方策になります。この章につきましては、都市計画マスタープランをどのように進行管理していくかを表記しておりまして、実現のためには、都市計画マスタープランで記載しているものをさらに計画に反映させていく必要があります。

6-3 をお願いします。関連法令などとの連携による推進ということで、着色部分については、広安・木山地区となりますが、コンパクトシティの形成ということで立地適正化計画を策定し、併せて中心市街地の活性化には中心市街地活性化基本計画というものを策定し、国の方からの財源の確保も可能となります。さらに、集落部の周辺についても、コンパクトに集約しながら、公共交通でつなぎ、町全体として都市拠点・生活拠点が連携しながら全体が発展していくことが必要となるため、立地適正化計画、地域公共交通網形成計画、中心市街地活性化基本計画、地域再生計画を策定していくことで、財源の確保を図っていこうという考え方としています。その策定に当たりましては、6-5、協働まちづくりの仕組みと役割分担ということで、町民の役割、企業の役割、教育研究機関の役割、県の役割、町の役割ということで記載をしております。それらを受けながら、6-7 につきましては、この計画は令和 22 年（2040 年）を目標年次としておりますので、そのために、計画の進行管理ということで、概ね 5 年ごとに都市計画審議会で報告を行うというものであり、個別の計画である立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画などを審議会の中で報告を行いながら、PDCA サイクルに基づいて都市計画マスタープランの進行管理をしていこうという考え方になります。

以上、長くなりましたが、都市計画マスタープランの改定案の説明となります。

【質疑応答】

柿本会長 ありがとうございます。かなり長くなりましたが、簡単にまとめていきます。この都市計画マスタープランは各種の統計的な調査、住民アンケート調査を経て、そこで都市づくりの課題を抽出されました。その後、都市づくりの目標を 6 つ設定され、それに対応するように部門別の方針を 8 つ設定し、それに合わせ都市構造や土地利用方針を決めていきましたというのが全体的な構想。それをさらに具体化するために、地区別構想ということで 5 地区に分け、地区別の構想を立てられました。こちらにつきましても、統計的な指標と住民からの意向を地区カルテにまとめて、各地区の課題と方針として設定したということです。最後に実現化方策として、各種法令などを整理し、その関係をしていくとともに、どのように進行管理をしていくかというような内容となっております。それでは只今事務局からの説明のありました、都市計画マスタープラン改定（案）の内容について、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

吉村委員 6-2 の都市づくりの取り組み方針の(1)都市計画法に基づく規制・誘導施策による推進の①地域地区として、地域地区は都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地の利用目的に応じた土地利用を実現するために、必要な制限や誘導を図るために設定するものであり、代表的なものに用途地域があります。この次の、本町においては、用途地域のほかに特別な目的の実現を図るための特別用途地区が指定されております。となっておりますが、特別用途地区とはどういったもののでしょうか。

丸山主査 都市建設課の丸山です。特別用途地区につきましては、今年の 6 月に設定させていただきました、木山の用途地域の変更に合わせまして、1 万㎡以上の建築物に関しましては、建築制限をさせていただくという設定をしております。こちらにつきましては、条例についても制定させていただいております。

宮崎委員 宮崎です。1 点だけ。都市計画マスタープランは様々な要素を書くとありますが、うちの町では「ここを早く進めるべき、ここは少し時間をおいても良い」などの時期的な優先順位があってもいいのではないかと。これは 20 年先ということで全部がそういう形で進んでいくのではなく、復旧・復興で町に元気がない、商店街が少ないなどの問題を優先的に解決していくような、優先順位というか重点思考といいますか、そういったものが計画に現れなくても必要となってくるのではないかと思います。

後藤主査 都市建設課の後藤です。資料の 3-1 将来都市構造を見ていただきたいと思います。都市計画マスタープランの策定にあたり、課題の抽出をするなかで、都市構造のとして拠点・軸・土地利用というのがございます。

益城町の中での一番の課題は軸の部分が整理されていないというところにあります。軸がないゆえに、土地利用も図れず、拠点の連携も図れないということで、まず軸を整備していくということが、都市計画マスタープランの中では優先度が高いというところがあります。ゆえに現在 4 本の都市計画道路が事業認可をされておりまして、まず軸を作るというのが町の課題にありまして、今後実施計画にも反映させていくということにもなるので、今後財源なども含めて 3 か年や 5 か年の中で計画を載せていき、その計画を進行管理していくということになります。

宮崎委員 わかりました。ただ、都市計画マスタープランは総合計画や中期計画に落としていくかと思いますが、一番は益城町がどういう課題を抱えていて、どういう方向を向いていくかについて、5 年先、10 年先などを重点的に抑えていかないと下級の計画に反映できないと思います。ですので、ぜひ益城町の課題がありますが、都市計画マスタープランでは本当の益城町の現状を表していないと言いますか、少し心配ではないかと思います。震災で被害を受けて立ち直ろうという中での課題が拾えていないと思いますので、そのあたりを配慮願いたいと思います。

星野委員 これからに向けてということでの希望という形になるのですが、実現化方策の 6-3 や 6-4 に書かれているものが非常に大事になると思いますが、ぜひしっかり作ってほしいと思いますし、個別の計画が都市計画マスタープランの下にぶら下がりしっかり連携してほしいということと、町民も含めて皆で共有していき議論をオープンにしていくことも大事だと思うので、審議会もうまく活用してもらえたらと思います。また、完成した計画を一気に報告するより、途中途中で議論できるような形で共有していただけたらと思うのが一つです。一番心配なのは生活拠点かと思います。集落部の生活拠点をどう作っていくかが、そこに組みめるのかということも含めて心配です。ここをカバーするのは地域再生計画などになるのかなと思います。6-3 のオレンジやピンクの部分が大事になると思いますが、地域再生計画などでカバーする部分もぜひ頑張ってもらいたいというのが一つです。更に、全体の話として、こういう課題があって対策をしていくなど、欠点をなくしていこうという風になりがちですが、やはり満足度を見ても、自然の豊かさとか、最初の都市づくりの理念の「阿蘇西麓の自然に育まれた・・・」とありますので、そのあたりも町民の皆さんと共有できるような施策や整理なども必要だと思います。良いところを皆で共有できるような動きができればと思います。

住永委員 先日は事前の説明の方に来ていただきありがとうございました。立派な構想ができていると思います。今までの益城町はどこに何を作ってい

いのかかわからない町でありました。それが、4-6 に示される通り、ここに産業ができる、住宅ができるなど示されております。これがいつから効力が生まれるのかを早く知りたいです。私は町で事業を起こしながら町に拠点がありません。鏡町、宇土市、嘉島町など全て町外です。できれば益城町に本社をおいて、商工会の会長もしておりますので、地元の企業が地元で事業を展開ができることが望ましいので、いつから開発ができるのかを早く出していただきたいと思います。今、八代で 1,000 坪の物流センター、鏡町では 14,000 坪の物流センターを作っており、これらも益城町で申請が通らなかったものになります。その後、昨年 5 月には嘉島町では 7,000 坪の物流センターを構えました。おととい、宇土市に 2,000 坪の物流センターに加え 700 坪の物流センターを開発しました。できれば益城町でやっていきたいと思います。これだけ何もできなければ益城町に本社を置く意味があるのかということにもなるので、早く実行できるようにしていただきたい。

柿本会長 他にご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

柿本会長 最後に私の方から、今回このような形で都市計画マスタープランのまとめとなります。先ほど宮崎委員からもありました通り、優先順位を気にしていく必要があると思います。今後、説明にもありました通り、立地適正化計画や中心市街地活性化基本計画などを策定しながら、優先順位が出てくるとはと思いますが、先ほど星野委員が言われた通り、集落部の生活拠点はどのようにしていくのかということがありました。この辺りは都市計画マスタープランを策定する間にも拠点としての土地利用の制限をされているということで、まだ具体性は見えていないと思います。今後、集落部の生活拠点の土地利用については、詰めていって欲しいと思います。人口が減っていく状況の中、益城町の場合、市街化区域は拡大していくようなつくりであり、住永委員からもありました通り、市街化調整区域に産業立地をさせていくような形にもなりますので、いかにして皆さんに住んでいただけるような町になるかということが重要だと思うので、集落部も含めて検討して頂ければと思います。

【その他】

柿本会長 最後に、次第 5 「その他」とありますので、事務局から何かあります

でしょうか。

事務局 特にございません。

柿本会長 それでは以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。委員の皆様には、委員会の円滑な運営にご協力いただきありがとうございました。以上をもちまして私の進行は終了させていただきます。以降は議事の進行を事務局にお返しいたします。

事務局 柿本会長におかれましては議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、貴重なご意見などいただきまして、ありがとうございました。最後に、事務局の益城町都市建設課長の村上より、閉会のご挨拶を申し上げます。

村上課長 都市建設課長の村上です。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。委員さんからもありました通り、急ぐべきところは急ぐというように、優先順位につきましては、町の財政状況ならびに実施計画を見ながら、いかに都市計画マスタープランを運用していくかということになりますので、今後十分検討しながら進めていきたいと思えます。年度末を迎えまして、本年度 4 回の都市計画審議会にご出席いただきありがとうございました。

振り返りますと、第 1 回が 6 月に行われ、先ほど意見の中でもありました通り木山地区の用途地域変更を行いました。第 2 回につきましては、内水氾濫対策としてポンプ場の設置についてご審議いただきました。第 3 回 12 月になりますが、宮園一之迫地区計画、約 100 戸程度の地区計画についてご審議を頂きました。また、第 4 回は都市計画マスタープランとして、今後 20 年後の町の将来像を示す都市計画の報告ということで、本年度大変お世話になりました。特に本日の都市計画マスタープランについては、今後 20 年のまちづくりの方針ということで、この計画をいかに運用し、実施していくかということになってきます。それが、今後の町の復興につながっていくと思いますので、今後とも委員の皆様には、いろいろなご意見、御指導をお願いいたしまして、本日の会議を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

以上